

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月9日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成29年1月19日午前7時34分頃、幕別町字明倫144番地先、町道美川明倫線において、受託者が運行する美川線スクールバスが、走行中に運転を誤り路外逸脱し、同乗する生徒に損害を与える事故が発生したことから、これに対する損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 85,223円

3 損害賠償及び和解の相手方

生徒の法定代理人である町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、治療費、慰謝料及び通院費等とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。